○外務省告示第九十八号

平成十二年三月十五日にロンドンで作成された「二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書」の締約国につき、平成三十年一月三十一日現在で、次のとおり追加があった（平成二十八年四月十一日外務省告示第百二十三号よりの追加）。

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
アルバニア共和国	平成二十七年一月十九日	平成二十七年四月十九日
ベルギー王国	平成二十九年四月十九日	平成二十九年七月十九日
マダガスカル共和国	平成二十九年七月十一日	平成二十九年十月十一日

平成三十年三月十四日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第九十九号

平成三十年三月一日にポルトープランスで、ハイチ共和国における廃棄物管理強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　廃棄物管理強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　八億六千百万円

3　署名者

日　本　側　八田善明在ハイチ大使館大使

国際連合開発計画側　イヴォンヌ・エレ在ハイチ上級事務所長

平成三十年三月十四日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百号

平成三十年三月二日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国における国立保健研究所ポリオ検査室改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界保健機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　国立保健研究所ポリオ検査室改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億五千五百万円

3　贈与の供与期限　平成三十一年三月三十一日

4　署名者

日　本　側　倉井高志在パキスタン大使

世界保健機関側　クリストファー・マーハー地中海東岸支部ポリオ撲滅プログラム部長

平成三十年三月十四日

外務大臣　河野　太郎

○農林水産省告示第五百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月十四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　岐阜県大野郡白川村大字飯島字峠ノ上一七一九の一、一七一九の二六、一七一九の五四、一七一九の五五、一七一九の六二、字タロビ一八一五の五、一八一五の六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月十四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　岐阜県高山市江名子町九二八から九三一まで、九三七、一一七〇、一一七一の一、一一七二の一、一二七二から一二七四まで、一二八六、一二八八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月十四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市山口二五五四の二二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月十四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　岐阜県大垣市上石津町時山字南屋敷七二四の一（次の図に示す部分に限る。）、七七一の二、字蔭七八六の一（次の図に示す部分に限る。）、七八五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月十四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　岐阜県大垣市上石津町時山字阿蘇八八六の一、八八七の一、八八八の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月十四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　岐阜県不破郡垂井町宮代字北山二六〇六の一の四〇から二六〇六の一の四三まで、二六〇六の一の九〇、二六〇六の一の一〇八から二六〇六の一の一一二まで、字西山田二〇〇八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。